

富山県民男女共同参画計画(第4次)の改定について

1. 見直しの趣旨

- ・第4次計画は、平成30(2018)年度から令和8(2026)年度までを計画期間としており、計画の円滑な推進のために、**5年を目途に内容を見直すこと**としている。
現行計画は**策定以来4年が経過**している。
- ・人口減少社会の本格化、若い女性の転出超過、人生100年時代の到来、新型コロナウイルス感染症の女性への影響とデジタル化の進展、大規模災害の頻発、SDGs(ジェンダー平等)の推進、県民意識の変化など**男女共同参画をめぐる状況に大きな変化**がある。

2. 富山県民男女共同参画計画(第4次)の概要

- 1 計画の性格と役割 条例第13条に基づく県の基本的な計画
女性活躍推進法第6条第1項に基づく推進計画
- 2 計画の期間 平成30(2018)年度～令和8(2026)年度
(5年を目途に内容を見直し)
- 3 計画の目標 男女がともに輝く 未来とやま
- 4 基本理念(条例第3条～第8条)
 - (1) 男女の人権の尊重
 - (2) 性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行の見直し
 - (3) 政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画
 - (4) 家庭生活における活動と社会における活動の両立
 - (5) 男女の生涯にわたる健康の確保
 - (6) 国際的協調
- 5 基本目標
 - (1) あらゆる分野における女性の活躍
〔女性活躍推進法に基づく推進計画〕
 - (2) 安全・安心な暮らしの実現
 - (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
 - (4) 推進体制の整備・強化〔女性活躍推進法に基づく推進計画〕

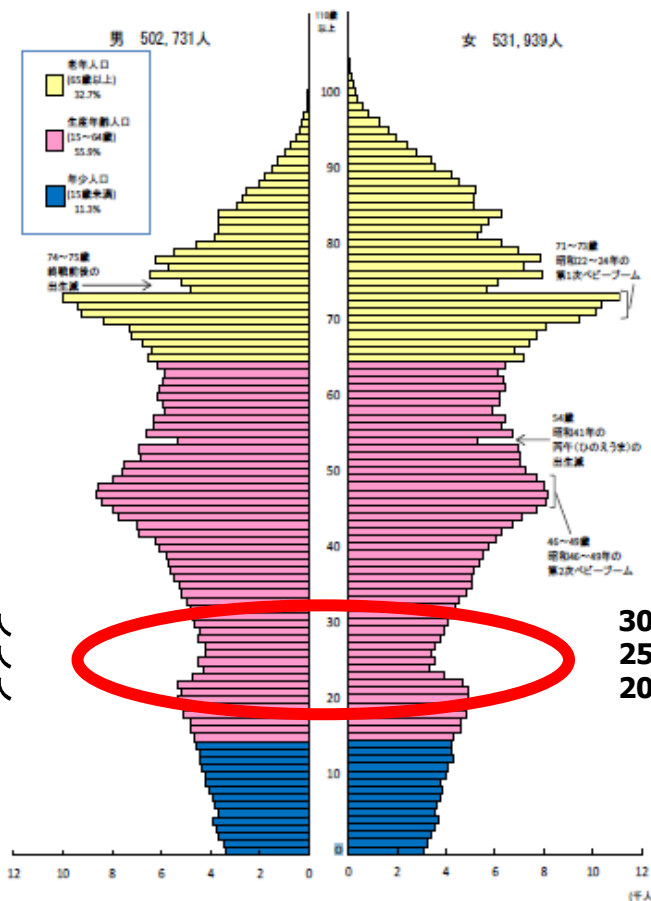
3. 現行計画制定後の男女共同参画をめぐる状況

(1) 社会情勢 富山県の人口の推移

年次	人 口			対前回増減率		
	総数	男	女	総数	男	女
	人	人	人	%	%	%
昭和30年	1,021,121	494,109	527,012	1.2	1.1	1.4
35年	1,032,614	500,545	532,069	1.1	1.3	1.0
40年	1,025,465	491,662	533,803	△ 0.7	△ 1.8	0.3
45年	1,029,695	492,492	537,203	0.4	0.2	0.6
50年	1,070,791	514,991	555,800	4.0	4.6	3.5
55年	1,103,459	532,686	570,773	3.1	3.4	2.7
60年	1,118,369	538,955	579,414	1.4	1.2	1.5
平成2年	1,120,161	538,640	581,521	0.2	△ 0.1	0.4
7年	1,123,125	540,921	582,204	0.3	0.4	0.1
12年	1,120,851	540,212	580,639	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3
17年	1,111,729	535,617	576,112	△ 0.8	△ 0.9	△ 0.8
22年	1,093,247	526,605	566,642	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.6
27年	1,066,328	515,147	551,181	△ 2.5	△ 2.2	△ 2.7
令和2年	1,034,814	502,637	532,177	△ 3.0	△ 2.4	△ 3.4

減少率が徐々に大きくなってきている。

(1) 社会情勢 富山県の人口ピラミッド



令和2年10月現在(統計値)
 総数 1,034,670人

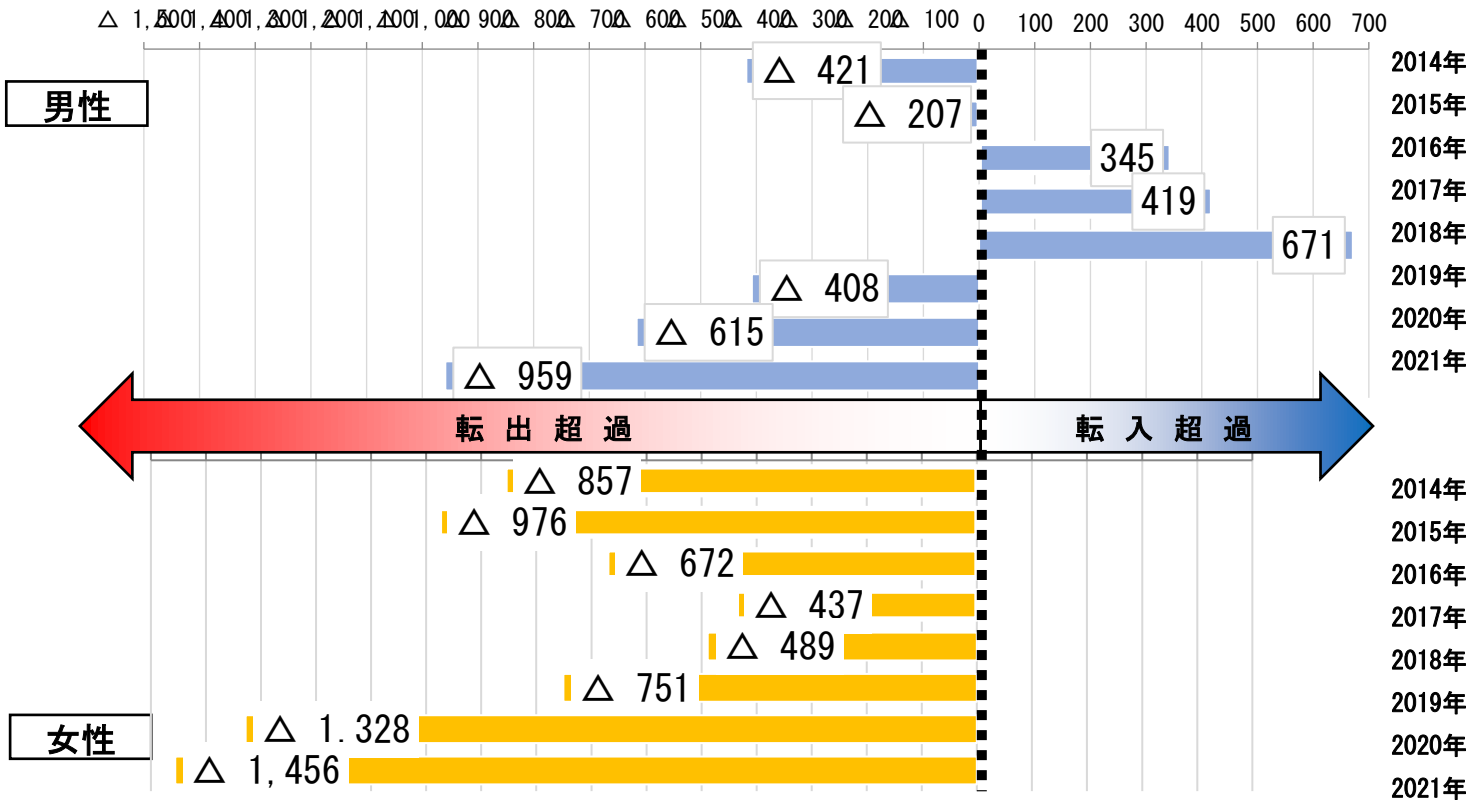
男性
 30-34歳 24,414人
 25-29歳 21,778人
 20-24歳 24,871人

女性
 30-34歳 22,106人
 25-29歳 18,198人
 20-24歳 21,618人

出典: 富山県人口移動調査

(1) 社会情勢

社会動態(15歳～34歳の転入・転出状況 富山県)



(出典) 富山県「人口移動調査」(各年10月1日現在、2021年は速報値)

(1) 社会情勢

男女の寿命（全国）

	男	女
90歳時 生存割合	28.4%	52.5%
95歳時 生存割合	11.1%	28.3%
平均寿命	81.64歳	87.74歳
死亡年齢 最頻値 ^(※)	88歳	92歳
100歳以上 の人口	9,766人	69,757人
105歳以上 の人口	715人	5,800人

(※) 「死亡年齢最頻値」は死亡者数が最も多い年齢

出典：100歳以上の人口及び105歳以上の人口については総務省「令和2年国勢調査」、その他については厚生労働省「令和2年簡易生命表の概況」

(作成) 内閣府男女共同参画局

(2) 富山県の女性の就業環境をめぐる状況

- **女性の就業率(15～64歳)**

[H27] **72.0%**(全国64.9%:**3位**)

- **女性平均勤続年数**

[R2] **11.6年**(全国9.3年:**2位**)

- **女性雇用者に占める正社員の割合**

[H29] **50.1%**(全国42.0%:**3位**)

- **管理的職業従事者(会社役員等含む)に**

占める女性の割合

[H27] **14.4%**(全国16.4%:**41位**)

(3) 新型コロナウイルス感染症の女性への影響

■DV相談件数

女性相談センター※と県民共生センターの相談件数は、近年、高水準で推移。

平成30年度：3,092件

令和元年度：3,370件

令和2年度：3,860件

※女性相談センターの件数：女性相談センター職員、富山市・高岡市・南砺市・黒部市の各相談員が受け付けた件数

■コロナ禍における女性のつながりサポート事業(R4.2時点)

- ・サロンの開催 年8回 参加者延べ170名
- ・NPO法人等での実施(相談業務・生理用品の配布等)
相談件数：722件

(4) 国の動き

年月	国	県
H11.6	男女共同参画社会基本法施行	
H12.12	男女共同参画基本計画策定	
H13.4		富山県男女共同参画推進条例施行
H13.12		富山県民男女共同参画計画策定
H17.12	男女共同参画基本計画（第2次）策定	
H19.2		富山県民男女共同参画計画（第2次）策定
H22.12	第3次男女共同参画基本計画策定	
H24.3		富山県民男女共同参画計画（第3次）策定
H27.9	女性活躍推進法施行	
H27.12	第4次男女共同参画基本計画策定	
H30.3		富山県民男女共同参画計画（第4次）策定
H30.5	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行	
R1.5	女性活躍推進法改正	
R2.12	第5次男女共同参画基本計画策定	
R3.6	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律施行	
R4.3		富山県女性活躍推進戦略策定

(4) 国の動き

★第5次男女共同参画基本計画(R2.12閣議決定)

[第5次計画で改めて強調している主な視点]

- ・政治・経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- ・社会全体における固定的な役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消
- ・地方における女性活躍のための環境整備と意識改革
- ・女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ・貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援
- ・人生100年時代を見据えた、女性の経済的自立と男性の家庭や地域社会における活躍推進
- ・男女共同参画の視点による防災対策の推進

◎「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」

(H31(2019)年4月～順次施行)

◎育児・介護休業法の改正(令和3(2021)年6月)

(5) 富山県の動き

◎富山県成長戦略(R4.2)

「幸せ人口1000万～ウェルビーイング先進地域、富山～」

ウェルビーイング(well-being) :

経済的な豊かさに加えて、身体的、精神的、または社会的に良好な状態にあること。

◎富山県女性活躍推進戦略(R4.3)

◎富山県DV対策基本計画(第4次)(R3.3)

◎富山県ひとり親家庭等自立促進計画(第4次)(R3.1)

◎富山県人権教育・啓発に関する基本計画(R2.3)

◎次世代につなぐ とやまっ子 みらいプラン(R2.3)

4. 改定にあたっての主な視点

●女性の真の幸せ(ウェルビーイング)の追求

○女性の多様な生き方を尊重

- ・男女双方の固定的性別役割分担意識や無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)、男女の役割に対する固定的な意識の解消

○女性が活躍できる環境づくり

- ・働き方改革や各種支援制度による仕事と家庭(子育て・介護など)の両立支援
- ・企業における女性管理職比率の向上
- ・女性の健康課題への支援

4. 改定にあたっての主な視点

●新型コロナウイルスと「新たな日常」への対応

○新型コロナウイルス感染症への対応

- ・女性へのあらゆる暴力の根絶
- ・貧困等生活上の困難に直面する女性への支援
- ・女性の経済的自立

○デジタル社会の到来

- ・柔軟で多様な働き方の推進
- ・テレワークの拡大
- ・多様な進路選択、デジタル人材の育成

4. 改定にあたっての主な視点

● 県民のウェルビーイングに向けて

○ 男性の家庭・地域社会での活躍促進

- ・働き方改革により男性の家庭・地域進出を後押し
- ・男性の育児休業取得を促進

○ 男女共同参画の視点による防災対策の推進

○ 持続可能で包括的(インクルーシブ)な社会の実現

- ・SDGsへの対応
- ・年齢、国籍、性的指向・性自認などに関わりなく、
全ての人が幸せを感じられる社会の実現

5. 改定スケジュール(予定)

令和4年3月 男女共同参画審議会(審議)

4月～9月 男女共同参画推進会議(検討)
男女共同参画推進員・若い女性に対する
アンケートの実施や座談会の開催による
意見聴取

10月 男女共同参画審議会(審議)

12月 パブリックコメントや意見を聴く会の開催

令和5年3月 男女共同参画審議会(答申)